

看護教育と模擬裁判の親和性

札埜和男*1

要旨：2020年・2021年前期に岡山県A専門学校（以下、A校）保健看護学科1年生の必修科目「論理的思考」で模擬裁判に取り組んだ。看護教育と模擬裁判の親和性について、2021年の受講生のうち、研究協力で同意が得られた41名を対象に質問紙調査を実施し、その結果を分析したところ「模擬裁判のために学んだことや、模擬裁判をしたことは、今後の看護の仕事に直接的・間接的に役立つと思われますか」の問いについて、回答者数37名中肯定的回答者数が35名であった。この結果から看護教育に模擬裁判は有効なメソッドであることが考えられる。

キーワード：模擬裁判， 論理的思考， 看護教育

はじめに

模擬裁判とは裁判官・検察官・弁護士・被告人・証人等に分かれて所定のシナリオを書き換えながら、最後は教室に実際の法廷を再現し判決を下すという文字通り本物の裁判を真似て行う授業である¹⁾。筆者は2002年より模擬裁判の実践を国語科教育において手掛けてきた。そもそも裁判は言葉なくして機能しない。資料に基づき原稿を書く、資料を読んで書かれていないことを推論する、裁判の場で相手を説得する、反論するために相手の主張を傾聴する、といったように裁判自体が言語活動なのである²⁾。ゆえに国語科教育と模擬裁判は「相性」が良い。では看護教育と模擬裁判の相性はどうかであろうか。

2020年・2021年前期にA校にて開講されている必修科目「論理的思考」において模擬裁判を採り入れた。2020年実施したところ、学生の反応が良く教育的効果が感じられたので、2021年も引き続き実施した。将来の職業である看護職を目指すにあたり、必要な資質を養う要素が模擬裁判にはあるように思われた。その要素を明らかにし、今回模擬裁判を経験した学生を対象に質問紙調査を行い、看護教育と模擬裁判の親和性を明らかにし、看護教育に模擬裁判が有効であることを論じたい（保健看護学科なので、保健看護教育とすべきだが、授業では「看護師」を念頭に置いて進めたので、「看護教育」とする）。

ところで、模擬裁判は科目「論理的思考」とどう繋がるのか。裁判で重要なのは証拠となる事実である。事実を積み重ねて立証して裁判官・裁判員を説得しなければならない。立証には論理的思考が必要となる。シナリオを読み返し、検証したことや経験則を繋ぎ合わせて考え抜く。模擬裁判に正しい答えはなく、考える中で答えを決めるのは学生たち自身である。模擬裁判は「何となく」の感覚を許さない。また論理的に説明するだけでは他者を説得できない。考え尽くした論理を法廷という「場」で、言葉と身体をどう表現したら伝わるのか工夫が迫られる。論理を生かすためのコミュニケーション力が問われる。かつて模擬裁判を受けた生徒が「普段の生活の中で喧嘩をするのは大人気ないし、互いに折れ合わなければいけないけれど、闘う場所の中でやるから本気になった」という感想を記していた。模擬裁判に

*1 岡山理科大学 教育学部中等教育学科

は本気で闘わざるをえない仕組みが備わる。本気になるからシナリオは勿論、自分も含めてシナリオの中の登場人物という人間を理解していく。自然と読解力が養われる。模擬裁判の魅力は「人間が見えてくる」ところにあるといっただろう。

やがて学生が立つ医療の現場は多様な「人間」が相手である。医療の現場は目の前の患者はどんな人間なのか思いを巡らせながら、本気になって「命」に関わる説明や説得が行われる場ではないかと推察する。模擬裁判授業の持つ特性が将来の医療現場で役立つのではないか、という目論見があった。

授業「論理的思考」の概要（模擬裁判まで）

「論理的思考」の授業をデザインするにあたっては、学生の興味関心を惹く内容になることを心がけた。換言すると学生にとっての当事者性の有無を重視した。

10回までの授業内容を表1にまとめた。論理的な考え方を鍛える内容を並べ、総まとめとして模擬裁判を配置している。第一段階としては、歌を使った読解である。さだまさし『風に立つライオン』は、アフリカに旅立った医師が日本にいる恋人の幸せを願う歌である。医療という点で学生にとって当事者性があると考えた。忌野清志郎『デイ・ドリーム・ビリーバー』はコンビニエンスストアのテーマ曲になっている歌で、誰もが一度は耳にしたことがある点で選んだ。これは忌野が亡くなった実母に捧げた歌である。LADWINPS『正解』は昨今卒業式の合唱曲として選ばれることが多く、友への思いや今後の人生への決意をテーマにした歌であり、高校を卒業して間もない学生にとって共感しやすいと考えた。こういった当事者性のある歌を聴かせながら、歌詞にまつわる問いを出して考えさせるという言語活動である。歌詞もテキストであるから、どう読むかは読者に委ねられる。ただその際、なぜそう読めるのか根拠・論拠を考えて書くことに重点を置いた。「思う」という表現を使用させずこの科目では「何となく」を許さないということを強調した。『正解』に関してはグループ学習の形を取り、ワールドカフェ方式で発表させた。その後改めて「私は～と考える。なぜなら～からである。確かに……という考えも（一理）ある。しかし、～したがって……といえる」という譲歩の形で各自まとめるように課題を出した（併せてLADWINPSのリーダー・野田洋次郎宛に『正解』を扱った授業の感想を手紙の形にまとめさせて送付した）。

第二段階は生物学者である福岡伸一の評論（「生きることと食べることの意味」大修館書店発行『国語総合 現代文編』平成24年3月検定済）を読ませて「命の長さ」を問うた。福岡が唱える「動的平衡」の理論に則して命を捉えると、受精卵の発生から60兆全ての細胞が死ぬまでが命の長さとなる。したがって「脳始」から「脳死」までを命の長さとする考え方は相容れなくなる。命をどう捉えるかによって堕胎や臓器移植は殺人となってしまうのである。命の始まりと終わりへの問いは命に対する各自の価値観を問うことになり、学生によって答えが異なってくる。自身の導き出した回答をもとに議論させた。この問いもやがて命の最前線で働く学生にとって当事者性があるのは言うまでもない。この学習では回答の違いに応じて（受精卵誕生～心臓停止／心臓誕生～心臓停止／受精卵誕生～脳死／脳始～心臓停止／脳始～脳死の5パターン）その代表者を教員側で1人選び、パネルディスカッション形式で発表させた。この段階で学生に求めたのは、文章の構成と長さである。自身の回答を書記化するにあたり、ある程度の長さ（600字以上）を要求し、論理構成としては「ルールオブスリー」を教えた。「ルールオブスリー」とは大阪の刑事弁護士・後藤貞人弁護士

が唱えるプレゼンテーション方法で、理由を3つ考え、その際最重要事項を最初に、一番重要でない事項を2つ目に、2番目に重要な事項を最後に持ってくる構成である。この構成を使って書くと双括型の意見文がより説得力を増す。

表1 「論理的思考」の授業内容等

回	月日	内容	課題他
1	4/16	PPTを使った講師紹介・歌の読解（さだまさし『風に立つライオン』）	課題として自己紹介、授業の感想
2	4/23	歌の読解（忌野清志郎『デイ・ドリーム・ビリーバー』） 拙論『『笑える』平和教育』（中国新聞 2021年3月16日付） を巡る課題	授業の感想と「笑える平和教育」への課題
3	5/14	歌の読解（LADWINPS『正解』）	『正解』の歌詞についての課題
4	6/4	課題についての発表をもとにした議論	『正解』の歌詞についての課題（オンライン）
5	6/11	『正解』の歌詞の課題に関するグループによるワールドカフェ方式によるポスター発表	「譲歩」の形式を使った課題（視聴覚教室併用）
6	6/18	評論を使った「人間の命の始まりと終わり」をめぐる議論。	「人間の命の始まりと終わり」に関して意見をまとめる課題及び野田洋次郎への手紙
7	6/25	「人間の命の始まりと終わり」パネルディスカッション 模擬裁判のシナリオ配布（課題）	「パネルディスカッション」の感想及び模擬裁判のシナリオに関する課題（於実習室）
8	7/2	模擬裁判についての説明およびシナリオに関する議論	事実挙げと自身の判断に関する課題
9	7/9	模擬裁判リハーサル	本番に向けて各グループ準備 （於視聴覚教室）
10	7/16	模擬裁判本番	まとめの課題 （於視聴覚教室）

模擬裁判の授業内容

模擬裁判の教材は、北里大学で1992年に実施された「安楽死事件」をもとに岡山に合うよう書き換えた「嘱託殺人」模擬裁判である。筆者による分類だが、やり方としては、シナリオ通りに行う「踏襲型」、（シナリオを書き換える）「改変型」、（司法修習生同様シナリオを創る）「創作型」の3パターンがある³⁾。授業のスタイルとしては「シナリオ改変型」となる。シナリオの内容自体、看護を学ぶ学生にとって当事者性を抱きやすい。事件発生から

起訴までの粗筋、公訴事実は次の通りである。

(あらすじ)

令和3年4月4日午後8時頃、岡山県B市のモーテルにおいて、夫（笠岡和則 57歳）が内縁の妻（新見雅代 53歳）を紐で首を絞めて殺害するという事件が起こった。妻はガンに冒され余命幾許もなかった。自分の命の短いことをわかっていた妻は、夫に3か月前から「殺してほしい」と漏らしていた。殺害された日はモーテルで泥酔し、夫に「殺してくれ」と迫ったのである。妻を苦しみから救ってやりたいという思いから、夫は殺すことを託されたと判断し、妻の首を絞め、それでも殺せないとわかって自分のベルトで締めあげ、殺害に至った。罪の重みにたえかねた夫はB警察署に自首して逮捕された。その後の調べで、確かに夫は妻を愛していたが、高額の治療費で生活はかなり圧迫され苦しい状態であったことが明らかになった。また消費者金融に借金もあった。そこで警察は取調べの結果、嘱託殺人ではなく「殺人」にあたるかと判断した。こうして、この事件は検察官から岡山地方裁判所B支部に起訴状が提出され、公訴が提起された。検察官は「殺人罪」を主張し、弁護人は妻を殺したことに間違いがないとしつつも嘱託があったとして「嘱託殺人罪」を主張した。

(公訴事実)

被告人は、令和3年4月4日午後8時頃、岡山県B市にあるモーテルにおいて、末期がんに冒されていた内妻新見雅代（当時53歳）を、殺意を持って同女の頸部に自分のベルトを巻き、それを強く締め付け、よってその場で窒息死させ、これを殺害したものである。

争点は殺人か嘱託殺人かである。殺意があったと判断するなら前者、相手から殺してほしいという有効な依頼があり、自分に死をもたらすことがわかっておりそれを良しとしていると判断するなら後者になる。条文で示すと殺人罪は刑法第199条「人を殺した者は、死刑又は無期若しくは5年以上の懲役に処する」となる。嘱託殺人罪は刑法第202条「人を教唆し若しくは幫助して自殺させ、又は人をその嘱託を受け若しくはその承諾を得て殺した者は、6月以上7年以下の懲役又は禁錮に処する」である。

学生には刑事模擬裁判の流れ、基本的な裁判用語、異議の出し方についての説明を行い、シナリオを配布して初読の判断とその理由をルールオブスリーの構成で書かせた。そして役割（役割の後の数字は人数：裁判官3、裁判員6、検察官5、弁護人5、被告人および証人各1）についてはメールで立候補を募って決めた。授業ではやや嘱託殺人の判断をした学生が多かったので、揺さぶりの発問をしながら殺人の可能性も十分考えられることを示唆した。裁判官・裁判員・傍聴人からは判断するのに必要なことを考えさせ、それらを検察官および弁護人がシナリオを改良していく材料となるようにした。シナリオ自体は不完全な形になっているので、検察官・弁護人が証人や被告人とも協力し合いながら、変えていくように指示した。時間が十分に取れず、google classroom を使って以下のメールで補った。

(7月5日付)

キャストの皆さんはいうまでもなく、ぜひ登場人物がどういう人柄なのかよく見きわめて下さい（キャラクター化といいます）。検察側証人の津山和子さんはどういう思いで検察側証人に応じたのでしょうか？先日まで毎日会話をしている仲間ですよね？上司に検察の要望だから逆らえんから出てくれ、と言われたのでしょうか？それとも実は笠岡さんのことをよく思ってなかったのでしょうか？法廷では笠岡さんにとって

不利なことを証言する立場です。もし仲間意識を持っていたとしたらさぞ苦しいでしょうね。法廷で笠岡さんはどんな視線で津山さんを見るのでしょうか？弁護側証人の桜田日菜子さんも複雑な心境でしょう。嘱託がたとえあったにせよ、無二の親友を殺した人の弁護をするのです。ということは、桜田さんは心の底から恨んではいない、むしろ命を奪った存在だけど許したいと思っているのでしょうか？どんな心境で法廷に立つのでしょうか？

皆さんは看護師として医療現場に立たれますよね。患者さんは全て語ってくれるわけではないのですよね。でも語ることばや語らないことを合わせ乍ら、患者さんの心境や立場を読みとり説得することを言わねばなりませんよね、いずれ、ぜひいろいろと考えてみてください。登場する人間はどんな人間なのか？

(7月6日付)

さて笠岡さんはどんな人なのでしょうね。生い立ちや経歴から考えてみてください。登場しませんが、亡くなった雅代さんはどんな女性だったのでしょうか。講座のほとんどは女性ですが、同じ女性としてこの女性をどう見ますか？自分では死ねなかったんですよね。嘱託殺人が成立するとすれば誰かに殺してくれと頼んだわけですよね。どうでしょう、雅代さんという女性・・・裁判官や裁判員の皆さんはとにかく今のシナリオから「事実」だけを見て殺人も嘱託殺人も両方の可能性を考えて下さい。あと、判断するには何が足りないか、考えてみてください。それを検察・弁護に伝えて下さい。

検察と弁護の人はまず最終の意見となる「論告」(検察側最終意見)「弁論」(弁護側最終意見)を作ってください。「始めに終わりを考える」のです。「論告」「弁論」を3つの柱で構成して見て下さい。「論告」「弁論」は「母なる存在」です。これらがしっかりしていると足りないことを尋問・質問で訊いていくこととなります。論告と弁論はルールオブスリーで組み立て、根拠がなぜ根拠となるかその理由(論拠・評価)を考えて下さい。その際自分側に不利な事実に対しては目をつぶらないことです。不利な事実は譲歩を使って聞く側を説得して下さい。事実には弁護側と検察側にとって評価が分かれる事実があります。たとえばお酒を飲ませたという事実。弁護側にとってはそれだけ雅代さんのことを思っている証拠になりますが、一方で検察側にとってはがん患者を泥酔させたという攻撃材料になります。そうすると他の事実と組み合わせて、この事実をどう評価すべきなのか、その説得力次第になります。法廷は意見を交わすところでもないし感情的になるところでもありません。要は事実はどうなのか事実だけを問ひ、事実だけで評価する場です。

看護師さんも患者さんの置かれた事実(病状も含めて)をもとに判断するのが基本ですよ。笠岡さんの人生をどう裁くか、どこにも「正解」などありません。あるとすればそれは皆さんの論理的思考の中にあります。ぜひ皆さんで納得できる「正解」を導きだして下さい。

リハーサルでは、法廷での振る舞い、動き方、話し方、声の出し方などのスキルを教え、言葉に命を吹き込む必要があることや言葉と身体が一致することの重要性などについてレクチャーした。一番強調したのは「なり切る」ことである(役を意識した衣装にするよう指示した。裁判官3名には法服を準備した)。国語科教育の視点からいうと、論理的思考は紙の上では不十分であり、考えた論理を言葉に出して動作とともに表現することによって、その論理は練られていくのである。論理を磨く点から、このリハーサルは演技指導以上の意味を持つといえる。

当日は岡山地方検察庁より現職の検事を招き、評議でのサポートと最後の講評を依頼した。現職の検察官を招聘したのは「本物が持つ教育力」からである。傍聴人は約5名のグループに分けて、グループごとに判決を下し、裁判官・裁判員の判決の前に、理由と一緒に発表させた（全員何らかの役割を担うように工夫した）。判決の結果は殺人罪であった。2020年も同じシナリオで模擬裁判を行っており、その時の判決は嘱託殺人罪で懲役3年執行猶予5年であった（裁判体が異なると判決が違う点で、どちらの罪も考えられる教材であるといえる）。本番は被告人役が迫真の演技を見せ、弁護人役が積極的に異議を出すなど引き込まれる模擬裁判であった。講評では弁護の異議の的確さや検察の主張のわかりやすさを誉められた。

研究方法

2021年前期に「論理的思考」を履修したA校保健看護学科1年次学生で、書面にて同意を得られた41名（女38，男3）を分析対象者とした。授業終了後の7月下旬に模擬裁判授業に関する質問紙調査をA校にて実施して回答を得た。対象学生には研究目的について文書にて説明し、書面で同意を得た。説明内容は、質問紙調査への回答を強制しないこと、成績に関係しないこと、研究目的以外に使用しないこと、匿名性を守ること、同意をした後いつでも中止できること、中止により不利益は生じないこと等である。調査にあたっては玉野総合医療専門学校の承認（研究計画番号：2021005）を得て実施した。

結果

質問紙調査の内容と結果は次の通りである。各項目の後に記した○数字は回答者の実数である。表2はQ7)の回答及びその理由と分類である。「分類」については「考察」の項を参照されたい。

(女³⁸・男³)

模擬裁判本番前の授業についてお尋ねします。

Q1) 模擬裁判でのあなたの役割を教えてください。該当する役割に1つだけ数字を○で囲って下さい。

1 裁判官³ 2 裁判員⁶ 3 検察官⁵ 4 弁護人⁵ 5 被告人¹ 6 証人²
7 傍聴席側の裁判員¹⁹

Q2) 模擬裁判を行う上で知識としてもう少し教えてほしかったというものはどれでしょうか。以下あてはまるもの全てに○をつけて下さい（複数回答可）。

1 裁判の流れ⁶ 2 検察官の役割⁵ 3 弁護人の役割⁵ 4 裁判官の役割⁹ 5 (検察官が) 疑わしきは被告人の利益に、という考え⁹ 6 合理的な疑い⁷ 7 捜査段階¹⁸ 8 判決後の処遇⁷ 9 異議のルール⁴ 10 事実や証拠に基づく考え方¹⁵ 11 殺人と嘱託殺人に関する知識⁶ 12 尋問の作り方¹⁴ 13 その他(病気の状態)¹

模擬裁判本番のことについてお尋ねします。

Q3) 当日の模擬裁判全体の出来栄についてお答えください。

1 十分満足¹⁸ 2 まあまあ満足²⁰ 3 余り満足していない³ 4 不満足⁰
 (理由) 略

Q4) ここでは被告人・証人・裁判官・検察官・弁護人の人にお尋ねします(該当しない人はQ6へ進んで下さい)。あなた自身、自分の役に本気でなりきれましたか。

1 十分なりきれた⁶ 2 まあまあなりきれた¹⁰ 3 余りなりきれなかった⁴
 4 全くなりきれなかった⁰ (そうだった原因理由) 略

Q5) 現職の検察官の事件に対する考え方についてどう思いましたか。
 略

模擬裁判の授業後についてお尋ねします。

Q6) 「安楽死殺人事件」模擬裁判の授業は面白かったですか。その理由も教えてください。

1 とても面白かった²¹ 2 まあまあ面白かった¹⁴ 3 あまり面白くなかった²
 4 全く面白くなかった⁰ (理由) 略

Q7) 模擬裁判のために学んだことや、模擬裁判をしたことは、今後の看護の仕事に直接的・間接的に役立つと思われるか。またそう答えた理由について教えてください。

1 とてもそう思う¹⁴ 2 まあそう思う²¹ 3 あまりそう思わない²
 4 全くそう思わない⁰

表2 Q7) の回答及びその理由と分類

整理番号	回答番号	Q7) 回答理由	分類
1	2	言葉の選び方や話す順番や伝え方でさまざまな伝わり方をすると感じたからです。相手に納得してもらう伝え方など今後役立つと思いました。	ア
2	2	1つの事柄から物事を考え、可能性をいろいろ出していくところ。	イ
3	2	いろいろな視点から物事を捉えることは大切なことだとわかりました。	イ
4	2	意見や理由を順番に立てて話すのは良いことだが、患者さんが聞いた時に圧を感じないか? という疑問は湧きました。	ア
5	2	もし自分が医療事故等であるような場に立った時のためを考えると役立つと思う。	ウ
6	1	深く考えて物事を少しずつ明確にしていくところは看護にも必要だと感じました。	イ
7	2	患者さんはその時に何を与えているのか考える力が身につくから。	エ
8	2	もし自分自身が被告になってしまった時や証人になった時の流れがよくわかった。また裁判に行くことがないようにしたいと思った。	ウ
9	1	答えは1つだけではなく、いくつかあるかもしれないと思った。それだけにとらわれず批判的思考も大事であり、それは将来十分活用されるだろう。	イ
10	1	証拠から論理的に考えることは、看護のクリティカルシンキングに通ずると思うから。	イ
11	1	安楽死はテレビのニュースでもあるように医療現場でも事件があることなのでとても繋がっていると感じました。	ウ

12	1	論理的に考えることは役立つと思います！！	オ
13	1	患者の話を聴くときいろいろな考え方ができるようになったと思う。	イ
14	2	事実を見つけること、みんなに納得いくような分かりやすい説明をすることの大変さを学んだため。	ア
15	2	どこかで役立つのではないかと感じた。	オ
16	3	いろいろな方向から患者を考えるのは大切だと思ったけど、裁判までしなくてもいいかな？と思った。	イ
17	1	みんなを説得するという部分で将来看護師として患者に説得する時に、そこが役立つと思う。	ア
18	2	今後、もしかしたら医療ミスがあり、裁判をしないといけなくなった時にルールオブスリーを使うことや証拠を残すことは大切であると考えたから。	ウ
19	2	正解のない難しい問題を解決する面においては役立つと思いました。	イ
20	2	裁判で特に看護記録が使われているのでどのようなイメージなのか分かった。	ウ
21	2	自分の意見を言うことは大切であると思った。	ア
22	1	人を説得させる時には根拠のある具体的な理由が必要で、その理由を考えることの難しさについて学べて、それとしっかり向き合っていこうと思えたから。	イ
23	1	眼に見えることだけが全てではないと分かった。本当にプラスのことばかり学びました。有難うございました。	イ
24	2	なぜそう思ったのか、そう思った根拠などに役立つと思いました。	イ
25	2	説得することや伝えることの難しさを知り、どうすれば伝わりやすいかを研究しながら取り組むことができたから。	ア
26	1	意見に根拠を持って発見できるようになれたと思った。	イ
27	2	法学でもこのような近いことを学んだので、患者さんと接する時は気をつけるべきだと思いました。	イ
28	2	裁判の資料などは見たことがあったけど、実際に見たことがなかったので、これからは理解しやすくなったと思ったから。	ウ
29	3	自分がもし裁判にかけられた時に使えるなと思ったけど、そんな時はこないで(汗)。でもとても楽しかったのは事実です。ありがとうございました。	ウ
30	1	いろんな角度から物事を見ることで見え方も変わるので患者さんに対してもいろんな視点で見れるようにしたいと思いました。	イ
31	2	説得力のある話し方をするほうが患者さんも納得してくれるので大切だと感じた。	ア
32	2	相手の立場を考えるにはとても良い題材だと思うから。ただ根拠の部分で自分でもわからない部分があったのではっきりした根拠は考えられなかった。	エ
33	2	発表の仕方、気持ちのコントロール、説明する難しさを知ることができたから。	ア
34	2	事実のみを見てそれを使って説明する。これは看護でも大切だと思うから。	ア
35	1	自分の意見を多くの人に発表してみて、納得させられるような言葉選びをすることは看護師になった時に患者さんへ説明する時などに使うと思うので役立つと思う。	ア
36	3	論理的思考は役立つと思うが、私たちは検察官や弁護士にはならないから。	オ

37	1	1つのことから多くの意見のうち正しいものを選び、答えを導き出すことはとても役に立つと思いました。	イ
38	2	根拠を考える場合に役立つと思うから。	イ
39	1	いろんな経験ができた。	オ
40	1	1つの事柄についてよく見て観察することが今回の裁判であったので、看護の場でも1つのことをよく観察することがあると思ったか。	イ
41	2	自分が例えば証人とか被告人になる場合があったとして少しでも経験があるほうが役に立つと思ったから。	ウ

考察

質問紙調査の回答結果より模擬裁判授業を分析する。

まず「Q2) 模擬裁判を行う上で知識としてもう少し教えてほしかったというものはどれでしょうか」に対し、多かったのは「捜査段階」18名、「事実や証拠に基づく考え方」15名、「尋問の作り方」14名の順であった。証拠に限られるのは模擬裁判ゆえの限界であるが、どのような捜査が行われたのか知りたいという要求が最多であったのは、証拠の少なさに起因するのではないかと思われる。「事実や証拠に基づく考え方」については、事実とは何か、証拠は何によって導かれるのか、という説明が足りなかったことを示している。「尋問の作り方」については「主尋（質）問はオープンで、反対尋（質）問はクローズで」とは説明したが、これについても不十分であった。シナリオをより完全な形にするために、授業時間以外で検察側・弁護側とも議論したということだったが、どう質問をしていくかについて結果的に悩ますことになった点は教える側の反省材料である。

「Q3) 当日の模擬裁判全体の出来栄えについて」に関しては「十分満足」18名、「まあまあ満足」が20名と回答者41名中38名が肯定的に回答している。その理由について自由記述から「スムーズ」、「異議」、「なりきり」という語彙がそれぞれ6回、4回、3回出ていた。初めての模擬裁判にも関わらず「スムーズ」に行えて「異議」も多く出され、それぞれが「なりきった」ところが満足感を抱いたといえるだろう。「とてもスムーズに行うことができ真剣に取り組めた」という記述があったが、「真剣に取り組めた」と感じられたのはなり切ったからであろう。「とにかくみんななり切っていて凄かった（特に被告人）」と見ている側に十分伝わる内容であった。また「たくさん異議を出すことが出来て検察官を動揺させて盛り上がらせることができた」という記述からは異議のルールについて理解して臨んだことがわかる。「異議が沢山出せてほめられた。しかし判決納得できず」という記述からは、本気に取り組んだからこそ「判決納得できず」という思いが生じているといえよう。

「Q4) ここでは被告人・証人・裁判官・検察官・弁護人の人にお尋ねします。あなた自身、自分の役に本気でなりきれましたか」の問いに対して「十分なりきれた」6名、「まあまあなりきれた」10名、「余りなりきれなかった」4名という回答結果だった。20名中16名が肯定的回答を寄せている結果は、Q3)の出来栄えへの満足感を裏付けている。「そうなった原因理由」については回答がさまざまに共通する原因理由は見受けられない。

「Q5) 現職の検察官の事件に対する考え方についてどう思いましたか」の問いへの自由記述で最も多く使われた語彙は順に「証拠」9回、「凄い」9回、「さすが」8回、「納得」7

回である。全体の感想を要約すると「検察官の証拠の扱い方、考え方が凄い。さすがプロだと納得した」となるだろうか。「どれが一番の証拠になるかなど絞って考えを出していたし、そこが一番の証拠であると断言していたから切り捨てて考えるやり方もあるのだと知った」、「もっとたくさんの事実や証拠が考えられることができたなら嘱託殺人になったのかなと思った。深く調べたり意見を出し問い詰めることをもっとしなくてはいけないのだと分かった」といった回答から、新たな考える視点を得たことが伺える。他に「さすが検察官だな。殺人罪しか頭になかったけど嘱託殺人罪も視野に入れており両方考えていてすごかった」、「私たちの視点から見つけられないことを気づいておられさすが現職だと感じた」、「証拠を集め納得できるように話を考えるのが凄い」、「言葉の選び方、説明の仕方、話し方全てにおいて分かりやすくて良かった」、「事件のことを隅々まで見ていてさすが」といった感想があった。職は違えど、検察官という専門職から「プロフェッショナルとはいかなる存在か」学ぶところがあつたように思われる。一方で「言いたいことが全部言えなくて最後に検察官の人（本物）に言われて悔しかった」という記述があつた。こういった感想が出てくるのも学生が本気で取り組んだ証であろう。また Q2) の理由の記述で「判決は検察官が加わらず生徒だけの意見で相談してほしかった」という意見があつた。評議の様子は最初 9 名全員が嘱託殺人で一致していたようである。検察官にはもし簡単に全員一致でまとまりそうになったら、敢えて異なる角度から意見を出して、学生を揺さぶってほしいと依頼しておいた。そこで検察官はそれまで評議で話題にならなかつた、凶器となったベルトを証拠として考えることを提示したようである。異なる意見の提示は、多方面から考えて判断を下す点で学習上意義があつたことは確かである。ただ、それが「比較的若い男性のプロ」から出されたという影響は多分にあつたのかもしれない（裁判官・裁判員は全員女子学生であつた。また Q3) に「検察官がめっちゃめっちゃかっこよかった」という感想があつた）。

「Q6」 「安楽死殺人事件」模擬裁判の授業は面白かったですか」の問いに対しては「とても面白かった」21名、「まあまあ面白かった」14名、「あまり面白くなかつた」2名と、回答者数 37 名中肯定的回答が 35 名を占める。記述を見ると「体験」「経験」「したことがない」など「初めての体験」だつたという理由を示す回答者が 12 名に上る。また「面白い」「面白かった」という語彙を含む回答者が 9 名、「考え」という語彙を含む回答者が 7 名、「知つた」という語彙を含む回答者が 6 名、「さまざまな意見」といった語彙を含む回答者が 5 名いた。「今までにない体験をして、今まで考えなかつたことを考え、新たなことを知つて、さまざまな意見に触れて面白かつた」という理由に集約できるだろう。「こんな授業なかつたのでとても楽しかつた」というのが代表的な感想であろう。「考えやすくてしかし難しいテーマで見応えがあつて面白かつた」ともあるように、「難しい」からこそ面白い、と感じた学生もいたようである。

「Q7」 模擬裁判のために学んだことや、模擬裁判をしたことは、今後の看護の仕事に直接的・間接的に役立つと思われませんか」については「とてもそう思う」14名、「まあそう思う」21名、「あまりそう思わない」2名という回答結果であつた。回答者数 37 名中肯定的回答者数は 35 名と、ほとんどの学生が今後の看護の仕事に役立つと答えている。この結果から学生は模擬裁判という看護に一見関係のない取組みに意味を見出していることがわかる。「あまりそう思わない」とした学生の回答は「いろいろな方向から患者を考えるのは大切だと思つたけど、裁判までしなくてもいいかな？と思つた」、「論理的思考は役立つと思うが、私たちは検察官や弁護士にはならないから」という記述であつた。これらの回答からも

意義については認めていることがわかる。模擬裁判が目的ではなく、あくまでも方法に過ぎない点が理解されなかったのであろう。

その回答理由の自由記述は表2の通りである。その回答の記述(役立つ理由)を分類すると次のようになる。最後の()内の数字は分類した際の実数である。ただ(ア)～(オ)は明確に分かれているのではなく、回答内容によっては1つに分類しきれない場合もある。またそれらは相互に関連し合っていることは言うまでもない。便宜上筆者の判断で5つのどれかに分類した。

(ア) 伝え方

これは看護師になった時、患者に対して納得してもらえる説明の仕方や話し方、言葉の選び方という点で役に立つということである。(10)

(イ) 見方・考え方

患者や病状、問題などを考える際に、どのように見ていくか、考えていくかという点で役立つということである。(17)

(ウ) 事故への対処

将来、医療事故による裁判の当事者になった時に役立つということである。(8)

(エ) 洞察力

患者の気持ちを察する点で役立つということである。(2)

(オ) 将来

現段階ではどういうふうに関係に立つか明確ではないが、将来何かに役立つであろうということである。(4)

模擬裁判での学びは看護の現場における「伝え方」「見方・考え方」という点で役立つと捉えている学生が相対的に多いといえる。

結論

質問紙調査の結果から、模擬裁判は看護を志す学生が将来必要とされる資質や能力を学べる教材となる可能性が明らかになった。看護教育と模擬裁判には親和性があると言ってよいだろう。管見の限り、看護教育に模擬裁判を導入している学校はないが、今後実施するに値する教材であると考えられる。ただ導入にあたっては、段階を踏むことと当事者性に配慮が必要であろう。つまり実施にあたっては、単体で行うのではなく、基礎的な段階から論理的思考を鍛えていき、その総まとめとして行うのが自然で、学生の抵抗感もないように思われる。また看護教育で行う以上、医療に関係する事案であることが望ましい。今回参考とした安楽死事件の模擬裁判を手掛けてきた奥野は次のように述べている。「安楽死は紛れもない人権問題である。同時に末期がん患者に対するターミナルケアと深いかわりをもって生起してくる医療問題である。この人権と医療との交錯の中で学生たちは模擬裁判の発表にそなえて、より具体的な対処をせまられていく」(奥野 1994 : 187)、「模擬裁判は集団で取り組まなければならない。誰一人欠けても、あるいは努力に欠ける学生がいても模擬裁判はうまくいかない。そのことを自覚した学生たちは、自らの立場を大事に務め始める」(奥野 1994 : 189) 4)。自分たちが将来関わる可能性のある事案こそ、学生の動機付けになるといえよう。また医療の現場ではチームワークが必要とされるが、模擬裁判は協同で論理的思考を学ぶ仕組みを備えている。Q3)での「クラス全員が一体となっている感じがした」と

いう記述は模擬裁判の学びを象徴的に表現している。コロナ禍で協力して何かを行うことが難しい状況下で、1つのことを成し遂げた充実感が表れているといえよう。

模擬裁判は学びを結びつける役割を果たすともいえるだろう。Q7)の記述には「証拠から論理的に考えることは、看護のクリティカルシンキングに通ずると思う」、「法学でもこのような近いことを学んだ」、「看護記録が使われているのでどのようなイメージなのか分かった」といった他科目に言及する内容が見受けられた。各専門の科目で学んだ知識を統合する働きがあると思われる。

「はじめに」で模擬裁判の魅力は「人間が見えてくる」ところにあると述べた。「医は仁術」の言葉があるように、看護は、人間を相手にした人間の命を救う営みである。国語科教育の立場から模擬裁判とは「法のものさしを通じて人間を考える」教育である。人間の命を救う以上、人間とは何かを考えることは看護教育でも必須のことであろう。模擬裁判の持つ本質という点においても医療看護教育との親和性は十分に存在するといえよう。

謝辞

執筆にあたりご協力頂いた「論理的思考」受講生の皆さん、三宅真理子先生、本多史明先生、曾根田検事、有本検察広報官始め岡山地方検察庁関係者の方々に深く感謝申し上げます。

本研究はJSPS 科研費（課題番号「20K02809」）「国語科の視点を取り入れた新科目『公共』で活用可能な模擬裁判メソッドの研究開発」基盤研究（C）（一般）の助成を受けています。

文献

- 1) 札埜和男：授業を創る 「本物」から社会を学ぶ模擬裁判。時事通信社「内外教育」5636：20，2006
- 2) 札埜和男：模擬裁判と臨床こくご学。日本国語教育学会編『月刊国語教育研究七月号』555：42-49，2018
- 3) 札埜和男：「総合的な探究の時間」に使える「文学模擬裁判」実践ブック 森鷗外『高瀬舟』を「国語的模擬裁判」で読み解く（東京：公益社団法人日本教育公務員弘済会日弘教本部奨励助成報告書，2021）
- 4) 奥野善彦：安楽死事件 模擬裁判を通してターミナルケアのあり方を問う（東京：医学書院，1994）